

役員退職慰労金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人東京電気管理技術者協会（以下「本会」という。）役員の退職慰労金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、この規程は、常勤役員及び非常勤役員のうち一週のうち決まった曜日に勤務する役員に適用する。

2 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、任期満了、辞任又は死亡により退職した者及び解任された者に支給する。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、退職慰労金を減額し、又は支給しないことができる。

(1) 退職に当たり、所定の手続及び事務処理をせず、本会の事務運営に重大な支障をきたした場合

(2) 退職に当たり、本会の社会的信用を傷つけ、又は在任中知り得た本会の機密を漏らし、当協会に損害を与えた場合

(3) 定款の規定に基づき、役員を解任された場合

(4) その他前各号に準じる行為があり、減額又は不支給を適当と認めた場合

(退職慰労金の算定基準)

第3条 退職慰労金の額は、役員在職期間1月につき、退職した日、又は解任された日が属する年の年俸の1/2分の1に100分の5の割合を乗じて得た金額（5万円に満たない場合は、5万円とする。）とする。

2 前項の規定による退職慰労金の額は、その職務実績等に応じ、理事会の議決により、20%を限度としてこれを増額し、又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第4条 役員の在職月数は、役員就任の月から退職又は解任の月までとする。

2 在職月数は、1月単位とし、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月と計算するものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び常勤役員に任命されたときは、その者の退職慰労金の支給については、引き続き在職したものとみなす。

(遺族への支給)

第6条 役員等が死亡したときは、退職慰労金は、その者と生計を共にする遺族に支給する。

(退職慰労金の支払い)

第7条 この規程による退職慰労金は、完全に引き継ぎ事務が完了した以後、原則として2ヶ月以内にその金額を役員の前金口座への振込みにより支払うものとする。

(端数の処理)

第8条 この規程の定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、業務運営会議の決議を得て、会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、公益社団法人東京電気管理技術者協会の設立登記のあった日（平成23年4月1日）から施行する。
2. この変更規程は、平成23年4月14日から改正施行する。